当薬局の介護保険に関する取扱いについて

１．　提供するサービスの種類
居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

1－2.　料金

在宅で療養される方	518円/回
老人ホームなどで療養されている方	379円/回
老人ホームなどで療養されている方（ 10名以上）	342円/回
オンライン服薬指導を行った場合	46円/回

※ 2割の方はそれぞれ1036円/回、758円/回、684円/回、92円/回になります。
※ 麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に100円が加算されます。

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

２．　在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。
（ 担当医師の了解と指示等が必要です）

2－1.　在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅で療養中の方	650円/回
老人ホーム等で療養中の方	320円/回
老人ホーム等で療養中の方（ 10名以上）	290円/回

※点数は全て1点＝10円です。
計算例）10点＝100円（ 3割負担30円、1割負担10円）

営業日および営業時間

月曜～金曜	9時00分～18時00分
土曜日	9時00分～12時00分
日曜・祝祭日	休み

※ なお緊急時は上記の限りではありません。

ウエノ美咲薬局
指定介護保険事業所番号：第 1940140112号
住所：甲府市美咲1－1－26
電話：055（ 298）6451　FAX：055（ 298）6452

当薬局では、以下の項目においては保険対象外として実費でのご負担をお願いしております

患者さんの希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしています。

１．薬事法の承認を受けたものの保険適用前の医薬品を調剤する場合
　　薬剤費：投与数量に応じた実費を頂いております
２．お宅にお伺いして薬剤管理指導を行う場合の交通費
　　公共共通機関を利用してお伺いする場合　実費を頂いております
　　自家用車等を利用する場合　８Kmまでは無料、
　　それを超える場合は1 Kmごとに50円頂いております
３．長期収載品の選定療養費
　　患者様希望により厚生労働省が指定した長期収載品を調剤した場合
　　調剤した場合：その薬剤に応じて一部実費を頂いております
４．再使用をしない液剤または軟膏薬のポリ容器
　　容器の大きさに関わらず　50円頂いております

この掲示は保険薬局に係る厚生大臣の定める掲示事項（保険薬局及び保険薬剤師療養担当第2条の4）に基づいた内容となっております。

ウエノ薬局グループの施設基準届出状況について

以下の届け出状況一覧に〇の記載がある施設基準の項目につきまして
地方厚生局による要件審査を経て受理されております。

	ウエノ薬局	ウエノ東薬局	ウエノ塩部薬局	ウエノ石和薬局	ウエノ南薬局	ウエノ美咲薬局	ウエノ中央薬局	ウエノさくら薬局
調剤基本料１	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
調剤基本料２	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
調剤基本料３（イ）	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
調剤基本料３（ロ）	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
調剤基本料３（ハ）	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
特別調剤基本料A	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
地域支援医薬品供給対応体制加算１	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
地域支援医薬品供給対応体制加算2	〇	ー	ー	ー	ー	ー	ー	〇
地域支援医薬品供給対応体制加算3	ー	〇	〇	〇	〇	〇	〇	ー
地域支援医薬品供給対応体制加算4	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
地域支援医薬品供給対応体制加算5	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
連携強化加算	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
バイオ後続品調剤体制加算	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
在宅薬学総合体制加算１	ー	ー	ー	〇	ー	〇	ー	ー
在宅薬学総合体制加算２	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
電子的調剤情報連携体制整備加算	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
調剤ベースアップ評価料	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
無菌製剤処理加算	〇	ー	〇	〇	〇	〇	ー	ー
特定薬剤管理指導加算２	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
服薬管理指導料　注1（かかりつけ薬剤師）	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
在宅中心静脈栄養法加算	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー